

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 51 号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成 9 年岩手県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居予定者の選考)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない女子、引揚者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第 3 条第 2 項に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）若しくは配偶者からの暴力の被害者で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として決定することができる。</p> <p>(社会福祉法人等による県営住宅の使用等)</p> <p>第34条 知事は、県営住宅を次に掲げる事業を運営する法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合においては、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。</p> <p>(1) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の3の2第4項に規定する精神障害者地域生活援助事業</u></p> <p>(2) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第10項に規定する知的障害者地域生活援助事業</u></p> <p>(3) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業</u></p>	<p>(入居予定者の選考)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない女子、引揚者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第 3 条第 2 項に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）<u>、配偶者からの暴力の被害者若しくは犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者からの暴力の被害者を除く。）</u>で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として決定することができる。</p> <p>(社会福祉法人等による県営住宅の使用等)</p> <p>第34条 知事は、県営住宅を法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合においては、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。